

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行	備考
<p>第1条～第34条 (略)</p> <p>(消防水利の設置基準)</p> <p>第35条 開発区域内の消防水利の設置は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づくもののほか、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 消火栓</p> <p>ア 半径<u>120m</u>(商工業地域は<u>100m</u>)の円を描き十分その円で覆われるよう設置するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 防火水槽(40m³級)</p> <p>ア <u>開発面積が1haを超える場合、半径200mの円を描き十分その円で覆われるよう設置するものとする。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(消防活動等)</p> <p>第36条 開発区域内に<u>4階以上</u>(地階は除く)の中高層建築物を建築するときは、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第37条～第44条 (略)</p>	<p>第1条～第34条 (略)</p> <p>(消防水利の設置基準)</p> <p>第35条 開発区域内の消防水利の設置は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づくもののほか、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 消火栓</p> <p>ア 半径<u>100m</u>(商工業地域は<u>80m</u>)の円を描き十分その円で覆われるよう設置するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 防火水槽(40m³級)</p> <p>ア <u>開発面積1ha以上2ha未満に1個を設置し、2haを超える毎に1個を加え設置するものとし、端数が生じた場合は原則として切り上げるものとする。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(消防活動等)</p> <p>第36条 開発区域内に<u>3階以上</u>(地階は除く)の中高層建築物を建築するときは、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第37条～第44条 (略)</p>	<p>(参考)</p> <p>消防局が基準を見直すことによる修正</p> <p>(参考)</p> <p>消防局が基準を見直すことによる修正</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行	備考
<p>附則 この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この基準は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、令和7年4月1日から施行する。</p>	